

調剤報酬点数表に基づき九州厚生局・中国四国厚生局へ届出した事項

調剤点数表に基づき以下の算定項目の施設基準を満たし、届出しております（※各店舗ごとの施設基準一覧・内容は別紙にあり）

- 調剤基本料 1.3 イ
- 地域支援体制加算 1.2
- 連携強化加算
- 後発医薬品調剤体制加算 1.2.3
- 在宅薬学総合体制加算 1.2
- 医療 DX 推進体制整備加算
- 無菌製剤処理加算
- 特定薬剤管理指導加算 2
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算
- 在宅中心静脈栄養法加算
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料

居宅療養管理指導

みなし介護事業者として事業所の運営規程の概要等の重要事項等は別紙

調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。

夜間・休日加算算定について

当薬局では下記時間に夜間・休日加算を処方せん受付 1 回につき 40 点を算定しております
平日 19:00 から閉店まで、土曜日 13:00 から閉店まで、日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)の終日に算定いたします。

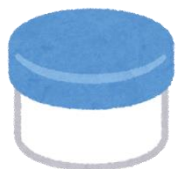
容器代等の保険対象外の費用について

いつもご利用いただきありがとうございます。

これまで当薬局では、軟膏などの外用薬、シロップ剤などの内服用液剤の容器、一部の点眼薬・点鼻薬などを調剤する際に必要な容器を無償で提供させていただいておりましたが、令和6年度調剤報酬改定や昨今のプラスチック製剤の原材料価格の高騰などの影響を受け、令和6年6月1日より実費請求させていただくことになりました。

日頃よりご愛顧を賜っております患者様各位には、ご負担とご迷惑をおかけいたしますが、どうかご理解いただきますようお願い申し上げます。

軟膏容器



10 g / 10 円、20g / 20 円
30g / 30 円
50g / 50 円
100g / 100 円

投薬瓶（透明）



30mL / 30 円
60mL / 50 円
100mL / 50 円
150mL / 100 円
500mL / 100 円

点鼻容器



10mL / 100 円

褐色投薬瓶



30mL / 50 円
100mL / 100 円

※製薬メーカーで製品化されている容器等は除きます。

※衛生管理上、容器の持ち込みはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

【当薬局における患者様に実費ご負担をいただくサービス等について】

○患者様希望による一包化 ※処方箋の指示によらないもの

7日分ごとに：340円

43日分以上の場合：2,400円

○患者様希望による甘味剤の添加 ※治療上の必要がなく、問題がない場合

主薬が液剤の場合：350円

主薬が散剤又は顆粒剤の場合：450円

○お宅にお伺いし、服薬管理指導を行う場合の交通費

公共交通機関を利用してお伺いする場合：実費

自家用車等を利用する場合：

当薬局～お届け先までの距離が0～2km 無料

2km～10km 500円

10km以上 1,000円

○患者様希望による調剤した医薬品のご自宅への持参料

500円

○薬事法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合及び保険収載された新薬の適応外使用

薬剤料：投与数量に応じた実費

○オンライン服薬指導の際の調剤した医薬品の配送料

○容器代

ご不明な点などございましたら、店舗スタッフへお尋ねください。